

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1270号)

平成26年6月12日

横情審答申第1270号

平成26年6月12日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年9月18日健こ第608号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成22年度健こ第2519号）」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成22年度健こ第3304号）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成22年度健こ第2519号）」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成22年度健こ第3304号）」の個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成22年度健こ第2519号）」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成22年度健こ第3304号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年8月16日付で行った個人情報一部開示決定のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条通報受書（以下「本件通報受書」という。）の「治療歴」欄の「診断名」欄（以下「本件「診断名」欄」という。）及び診療情報提供書（表題部分を除く。以下「本件診療情報提供書」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち本件「診断名」欄及び本件診療情報提供書については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

ア 本件通報受書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。平成25年法律第47号による改正前のもの。以下「法」という。）第24条の規定に基づく警察官からの通報内容を聞き取ったものが記入されている。

本件「診断名」欄に記録された情報は、第三者から提供されたものであり、異議申立人（以下「申立人」という。）が知り得る情報ではないことから、本人開示請求者以外の個人情報に該当する。また、本件「診断名」欄に記録された情報

は、開示することにより警察へ情報提供した特定の個人を識別できる上、法第24条の規定に基づく警察官からの通報は本人の了解を得ずに通報されるものであることから、開示されると、なお本人開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあり、本号に該当するため、非開示とした。

イ 本件診療情報提供書は、本人開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、当該部分については本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

本件診療情報提供書は、法第27条第1項の規定に基づき、関係医療機関から任意に提供されたものである。その内容は実施機関が措置診察の実施又は不実施を判断するための一つの資料ともなり、また、申立人に係る診断及び判定の参考となるものである。

これらの情報は、申立人に開示されることを想定せずに提供されたものであり、開示することによって、今後関係医療機関が情報の提供を行わなくなるなど、実施機関と関係医療機関との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件「診断名」欄及び本件診療情報提供書の開示を求める。

(2) 申立人はベランダで叫んだだけで措置入院となっており、どのような情報を元に入院させられたのかを知りたいと思い、また、どのような診療が行われたかに重点を置いて本件請求を行っている。本件異議申立ては、本件「診断名」欄及び本件診療情報提供書が非開示となる理由に納得がいかないため行ったものである。

申立人以外の個人の情報は非開示とされており、個人の権利利益を害することはない。個人情報一部開示決定通知書に記載されている「心理的反発や抵抗が生ずる」との指摘は当たらない。本件「診断名」欄が本人開示請求者以外の個人の権利利益を害する情報になるという判断は不当である。本件診療情報提供書に申立人以外の個人が識別できる情報が含まれるのであれば、その部分は非開示でも構わない。

5 審査会の判断

(1) 法に基づく措置入院について

法第24条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定し、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）に対する警察官の通報義務を定めている。

また、法第27条第1項では、都道府県知事は、警察官から通報等のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせなければならないとし、法第29条第1項では、都道府県知事は、法第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができることを定めている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、健康福祉局こころの健康相談センターが法第24条に基づく警察官からの通報を受けて、実施機関が法第27条第1項の規定に基づく診察を実施するに当たって作成した起案文書及び当該診察の結果、法第29条第1項の規定に基づく入院措置を採ることを決定した起案文書であり、それぞれの起案文書は、起案用紙、本件通報受書、本件診療情報提供書等の文書で構成されている。

申立人は、異議申立書に「非開示とする部分の概要で「診断名」、「診療情報提供書」が含まれる件を不服とし開示を求めます。」と記載しており、本件「診断名」欄及び本件診療情報提供書の開示を求めていることから、当審査会としては、当該情報の非開示条項該当性について以下判断する。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件診療情報提供書は本号に該当するため非開示としたと主張しているので、平成26年3月13日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 診療情報提供書は、法第27条に基づく診察の要否を判断するために事前調査

を行い、その調査において医療機関から提供される文書である。指定医が、厚生労働大臣が定める基準に沿って判定する際には、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実等を考慮するものとあり、事前調査の段階で、被通報者の受診歴がある医療機関からの協力を得ることは必要不可欠である。

- (イ) 本件については、被通報者である申立人にいくつかの精神科の受診歴が判明したことから法第27条に基づく診察の要否の判断に当たって申立人の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実等を考慮するため、連絡がとれた医療機関（以下「本件医療機関」という。）からの任意の協力をに基づき、申立人に関する情報として本件診療情報提供書の提供を受けたものである。

医療機関側としては、実施機関に提供した診療情報提供書が開示されるとは想定しておらず、このような情報が開示されることが前提となると、情報提供した医療機関が不利益を受けることにもつながり、今後、医療機関からの協力を得ることが困難になるとともに、その結果、措置入院制度の適正な運用を図るという実施機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 当審査会では、以上を踏まえ、次のとおり判断した。

- (ア) 実施機関は、本件診療情報提供書を受け取った経緯として、申立人にいくつかの精神科の受診歴があったことが判明したことから、申立人の既往歴、現病歴等を確認するため、本件医療機関からの任意の協力をに基づき申立人に関する情報の提供を受けたものであると説明している。

- (イ) そこで当審査会が本件診療情報提供書を見分したところ、その内容は、被通報者である申立人に係る本件医療機関における診療の経過等の情報であると認められた。また、本件個人情報のうち既に開示されている情報によると、本件に係る通報当時、申立人には自傷他害の危険性が疑われる言動があったこと及び通報の前の約一年間に2回医療保護入院をしていたことが認められた。

そして、通報当時、申立人には、上述のとおり、自傷他害の危険性が高い状況にあったことから、本件診療情報提供書は実施機関が法第27条に基づく診察の要否を判断するための事前調査に係る手続の中で本件医療機関の協力を基に取得した情報であって、他方、本件医療機関は本件診療情報提供書が開示され得ることを想定せずに協力したものであることが認められた。また、申立人の現在の症状については確認できていない。

したがって、本件についていえば、実施機関が本件措置入院手続における本件

診療情報提供書を開示する場合には、今後、同様の状況下での医療機関からの協力を得ることが困難となり、措置入院制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして本号柱書に該当するとした実施機関の判断に違法不当なところは認められない。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件「診断名」欄及び本件診療情報提供書に含まれる申立人以外の個人に関する情報を本号に該当するとして非開示としている。これらの情報のうち、本件診療情報提供書は条例第22条第7号柱書に該当するため開示しないことができる情報であることから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、以下本件「診断名」欄の本号該当性について判断する。

ウ 当審査会が本件「診断名」欄を見分し、当該情報の入手経路を実施機関に確認したところ、当該情報は、警察官が医療機関から取得した情報ではなく、医療機関以外の第三者が警察官に提供した申立人に関する情報であるとのことであった。そうすると、当該情報は、医療機関以外の第三者がどのような情報を警察官に提供したかを示す本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、当該情報は、他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであった。

したがって、本件「診断名」欄に記録された情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから本号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件「診断名」欄及び本件診療情報提供書を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年9月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年9月26日 (第236回第一部会) 平成25年10月3日 (第162回第三部会)	・諮問の報告
平成25年10月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月11日 (第242回第二部会)	・諮問の報告
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・審議
平成26年2月13日 (第242回第一部会)	・審議
平成26年3月13日 (第243回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年4月10日 (第245回第一部会)	・審議
平成26年4月24日 (第246回第一部会)	・審議
平成26年5月8日 (第247回第一部会)	・審議